

# 福島県森林環境交付金事業実施要領

平成18年4月1日

最終改正 平成29年4月17日

## 第1 趣旨

森林環境交付金事業の実施に関しては、福島県補助金等の交付等に関する規則（昭和45年福島県規則第107号。以下「規則」という。）及び福島県森林環境交付金交付要綱（平成18年3月31日付け17森第1671号。以下「交付要綱」という。）によるほか、この要領による。

## 第2 森林環境基本枠（以下「基本枠」という。）

1 基本枠は、全ての市町村が別表第1に基づき継続的に一定の取り組みを行うことができるよう、次の算出基礎により得られた額を上限として市町村に対して交付する。

基本枠＝基礎額＋森林割＋児童生徒割

(1) 基礎額は、一市町村当たり1,000,000円に、各市町村の財政力指数に応じた補正額を加算する。補正額は、事業実施前年度の4月1日現在で公表されている財政力指数が県平均値を下回る市町村について、県平均値との差0.01当たり50,000円を乗じた額とする。

(2) 森林割は、事業実施前年度の4月1日現在で公表されている各市町村の私有林面積（地域森林計画対象面積）に100円/haを乗じた額及び国有林面積に50円/haを乗じた額とする。

(3) 児童生徒割は、事業実施前年度の5月1日現在で公表されている各市町村の小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）及び中学校（義務教育学校の後期課程を含む。）の一学年平均児童生徒数に500円/人を乗じた額、並びに小中学校数に15,000円/校を乗じた額、及び義務教育学校数に30,000円/校を乗じた額とする。

2 市町村は、第6又は第7の2の(1)により長期事業計画を作成し、基本枠の一部を基金又は特別会計へ繰り入れて他の財源と明確に区分することにより、平成32年度までの期間で事業を実施できる。

ただし、森林内での活動が困難等で知事が特に認める市町村は、県農林水産部長（以下「部長」という。）が別に定める日までの期間で事業を実施することができるものとする。

3 前項の基金の管理から生じた収益は、当該市町村が造成した基金に繰り入れるものとする。また、事業の終了時において、前項の基金又は特別会計に残額がある場合は、これを県の基金に返納するものとする。

## 第3 地域提案重点枠（以下「重点枠」という。）

重点枠は、別表第1の市町村の提案事業の中から優れた事業を選定し、その事業に係る経費について市町村に対して交付するものとし、その額は同表に掲げる交付率で知事が定める額とする。

## 第4 予算の内示

### 1 基本枠

- (1) 部長は、各農林事務所管内の市町村毎の算定額により交付金を配分し、県農林事務所長（以下「所長」という。）に通知する。（第1号様式）
- (2) 所長は、管内各市町村へ交付金の上限額を内示する。（第2号様式）

### 2 重点枠

- (1) 部長は、重点枠の要望にかかる書類の提出期日を定め、所長及び市町村に通知する。
- (2) 本事業を実施しようとする市町村は、前号で定めた日までに森林環境交付金事業要望書（以下「要望書」という。第3号様式）を所長に提出する。
- (3) 所長は、要望書の内容を審査し、意見を付して、森林環境交付金事業予定調書（第4号様式）により、速やかに部長に提出する。
- (4) 部長は、事業の実施を決定したときは、所長に通知する。（第5号様式）
- (5) 所長は、前号の通知を受け、市町村に交付金を内示する。（第6号様式）

## 第5 要望の取下げ

- 1 市町村は、第4の2の(5)の内示又はこれに付された条件に不服があるときや、やむを得ない理由があるときは、第4の2の(2)の事業要望を取り下げることができる。
- 2 市町村は、前項の規定により事業要望を取り下げようとするときは、交付の決定前に事業要望取下げ届出書（第7号様式）を所長に提出しなければならない。
- 3 所長は、前項の届出内容が適切であると認めたときは、意見を付して、部長に提出する。（第8号様式）

## 第6 事業計画及び交付の申請

- 1 第4の1の(2)の内示を受け事業実施を計画する市町村又は第4の2の(5)の内示を受けた市町村は、森林環境交付金事業計画書（以下「事業計画」という。第9号様式の1又は第9号様式の2）を作成し、交付要綱第3条の規定に基づき森林環境交付金交付申請書（交付要綱様式第1号）に添えて別に定める日までに所長に提出する。
- 2 所長は、前項の申請内容が適切であると認めたときは、交付金の交付を決定し、指令書（第10号様式）で市町村に通知するとともに、事業計画を部長へ報告する。（第11号様式）

## 第7 事業の変更

### 1 重要な変更

- (1) 交付要綱第4条第1項第2号に規定する、別に定める事業内容の変更は、別表第2のとおりとする。
- (2) 市町村は、交付要綱第4条に定める軽微な変更以外の重要な変更をするときは、交付要綱第5条に基づき森林環境交付金事業変更（中止・廃止）承認申請書（以下「変更申請書」という。交付要綱様式第3号）を所長に提出する。ただし、事業内容の変更を伴わない入札による減額のみときは、「森林環境交付金事業計画書」の添付を省略できる。

- (3) 所長は、第2号により、交付金に減額を生じ、別表第2に該当しない変更申請書を受理したときは、申請内容を審査する。申請内容が適切であると認めたときは、交付金の交付を決定し、指令書（第10号様式）で市町村に通知するとともに、事業計画を部長へ報告する。（第11号様式）
- (4) 所長は、第2号により、交付金に増額を生じ、別表第2に該当しない変更申請書を受理したときは、意見を付して、部長に協議する。（第12号様式）ただし、その変更後の交付金の額が第4の1の(2)又は第4の2の(5)で内示した交付金額以内のときは、前号と同様に処理する。
- (5) 所長は、第2号により、別表第2に該当する変更申請書、又は事業の中止若しくは廃止にかかる変更申請書を受理したときは、意見を付して、部長に協議する。（第12号様式）
- (6) 部長は、第4号及び第5号の協議の内容を承認するときは、所長に通知する。（第13号様式）また、交付金の追加の内示を要する場合は、第4の規定を準用して速やかに手続きを行うものとする。
- (7) 所長は、前号の回答を受け、市町村に通知する。

## 2 軽微な変更

- (1) 市町村は、交付要綱第4条第1項に掲げる軽微な変更のうち、別表第3に該当する変更をしたときは、その内容を所長に報告する。（第14号様式）
- (2) 所長は、前号の報告を受けたときは、事業計画を部長に報告する。（第11号様式）
- (3) 市町村は、別表第3に該当しない軽微な変更をしたときは、その内容を第9により所長に報告する。

## 第8 関係法規に基づく許認可

市町村は、事業実施に当たっては関係法規に規定する所定の手続きを経ておくものとする。

## 第9 実績報告

市町村は、交付対象事業が完了したときは、森林環境交付金事業実績書（第15号様式の1又は第15号様式の2）を添付の上、森林環境交付金事業実績報告書（交付要綱様式第5号）を所長に提出する。

なお、交付要綱に規定する「その他必要な書類」とは、該当する対象分野に係る書類とする。

## 第10 成果確認及び交付金の額の確定

所長は、第9の実績報告があったときは、遅滞なく交付金事業成果確認調書（以下「調書」という。第16号様式）により検査を行い、事業内容が適切であると認めたときは、交付すべき交付金の額を確定する。

なお、重点枠については（基本枠は必要があると認めたとき）、調書の作成に当たり事前に成果確認実施通知書（第17号様式）により現地調査を実施する。

## 第11 交付金の支出完了報告

所長は、交付金の支出を完了したときは、交付金支出完了報告書を当該年度の翌年度の4月末日までに部長へ提出する。(第18号様式)

## 第12 関係書類の整備

当該事業の実施にあたっては、以下の書類を整備し、事業完了年度から5年間保存する。

### (1) 予算関係書類

- ア 交付金交付申請書及び添付資料の原本
- イ 交付金交付指令書及び通知書

### (2) 会計帳簿等

- ア 収支整理簿
- イ 現金出納簿

### (3) 支払証書書類（見積書）

### (4) 法令に基づく許認可届等の書類の原本等

### (5) 往復文書

### (6) 財産台帳

### (7) その他関係書類

- ア 交付金に係る収入及び支出を明らかにする帳簿及び書類
- イ 労務者名簿
- ウ 請書
- エ 委託契約書
- オ 写真

### (8) その他必要により書類を整備しておくものとする。

## 附則

- 1 この要領は、平成18年4月1日から施行し、平成18年度事業から適用する。
- 2 平成18年度事業については、第4の2の(1)の10月10日と第4の2の(2)の10月末日をそれぞれ別に定める日に読み替えるものとする。

## 附則

- 1 この要領は、平成23年8月8日から施行し、平成23年度事業から適用する。

## 附則

- 1 この要領は、平成24年6月6日から施行し、平成24年度事業から適用する。

## 附則

- 1 この要領は、平成26年5月26日から施行し、平成26年度事業から適用する。

附則

- 1 この要領は、平成28年2月1日から施行する。

附則

- 1 この要領は、平成28年4月22日から施行し、平成28年度事業から適用する。

附則

- 1 この要領は、平成29年4月17日から施行し、平成29年度事業から適用する。

## 別表第1（第2及び第3関係）

## 交付金の使途に関するガイドライン

## 1 基本的な考え方

交付金の対象とする事業は、森林環境の保全と森林を全ての県民で守り育てる意識の醸成という森林環境税の導入の趣旨に則ったものでなければならない。

## 2 共通事項

(1) 交付対象経費は、交付金事業の性質を鑑み、想定される経費を代表的に列挙したものであり、その他の経費についても必要があれば対象とする。

ただし、以下の経費は対象としない。

ア 既存事業の財源振り替え（新たな展開又は拡大を図るものを除く。）

イ 国庫及び県単補助事業の市町村負担分

ウ 施設の維持管理費（法令で定める耐用年数を超えている外構施設、非木造又は外材から県産材への切り替え、利便性の向上を図る改修を除く。）

エ 職員人件費

オ 不動産（不動産登記法に規定する建物を除く）

(2) 重点枠の交付対象経費は、事業費のみを対象とする。事業の執行上必要な事務費については、基本枠の交付対象経費とする。

(3) 事業者は、森林環境税の目的に則り、この交付金を活用した事業の実施に併せて、森林環境税を活用した取組であることの周知PRに努めなければならない。

## 3 個別事項

## (1) 基本枠

森林を全ての県民で守り育てる意識の醸成や森林整備による森林環境の保全に資する事業を対象とする。

なお、対象分野毎の事業費の構成については、市町村の裁量に委ねるものとするが、「③森林環境学習の推進」の実施は必須とする。

また、「④森林整備の推進」に係る事業については、各施工箇所にPR看板を設置することとし、数量及び規格等については、市町村の裁量に委ねる。

対象分野	対象分野の考え方（交付対象経費）	交付率
① 県民参画の推進	<p>地域住民の関心を高め森林づくりへの参画を促進する事業や、地域の森林文化を保全・伝承する事業を行う場合に、当該事業に要する経費について交付する。</p> <p>（報酬、賃金、共済費、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料 など）</p>	第2に定める算出基礎により得られる額以内

	<p>〈事業の例示〉</p> <p>a 森林ボランティア等への参加の動機付けとするための自然観察会や林業体験学習会、上下流域の交流の実施</p> <p>b 森林の保育から木材の伐採・流通加工までの資源の循環について学ぶ現地研修会の実施</p> <p>c 伝統的な生活様式や木炭製造等の技術などの森林文化を伝承するための講師派遣や研修会の実施</p> <p>d 就学前の幼少期から、森林や木と触れ合う機会を提供するとともに、親世代の森林づくりへの意識を高める体験活動の実施</p>
<p>②森林の適正管理推進</p>	<p>民有林における整備計画の策定や調査、施業協定の締結又は森林環境学習やボランティア活動フィールドとして活用する国有林における調査・連絡調整など、森林の適正管理につながる事業を行う場合に、当該事業に要する経費について交付する。</p> <p>（報酬、賃金、報償費、共済費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料 など）</p> <p>〈事業の例示〉</p> <p>a 住民参画による民有林整備計画の策定</p> <p>b 荒廃が懸念される民有林の現況調査や境界の立会確認</p> <p>c 民有林の適正管理を図るための施業協定等の推進</p> <p>d 活動フィールドとしての国有林の調査や連絡調整</p> <p>e 森林整備計画の策定に係る委員会の開催</p>
<p>③森林環境学習の推進</p>	<p>小学校、中学校、及び義務教育学校の児童・生徒を対象に森林環境学習を行う場合に、当該事業に要する経費について交付する。</p> <p>（報償費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料、備品購入費 など）</p> <p>〈注〉</p> <p>a 「備品購入費」とは、耐用年数が概ね3年以上かつ取得価格が10万円以上の物品の購入費を指す。 なお、備品購入費については、あらかじめ事業計画書に記載することを要する。</p> <p>〈事業の例示〉</p> <p>a 宿泊学習の際の林業体験教室の実施</p> <p>b 学校林や近くの森林を活用した林業体験教室の実施</p> <p>c 森林・川・海の生物の観察や魚の放流、植樹活動など、森林生態系の保全に資するための環境学習の実施</p>

<p>④ 森林整備の 推進</p>	<p>荒廃が懸念される森林の公益的機能の保全を目的とし、住民参画による森林と人との共生又は地域課題の対応につながる森林の整備を行う場合に、当該事業に要する経費について交付する。</p> <p>(委託料、工事請負費 など)</p> <p>〈注〉</p> <p>a 国有林、県営林、公社造林地は事業の対象としない。</p> <p>b 保安林は、森林法による許認可を得ることを条件に対象とする。</p> <p>c 森林整備と一体的に取り組む遊歩道の整備や現地発生材を活用した階段・木柵の設置等を含む。</p> <p>〈事業の例示〉</p> <p>a 住民参画による森林と人との共生 森林環境学習やレクリエーションの場の整備 など</p> <p>b 地域課題の対応 住民に身近な里山林の整備、住民生活の安全確保のための森林整備、野生動物との共生森林の整備、道路や河川の沿線の森林景観整備、公益性を有する病虫害被害林跡地整備 など</p>	
-----------------------	--	--

(2) 重点枠

県産材又は木質バイオマスの利活用等による森林環境の保全に資する事業を対象とする。

対象分野	対象分野の考え方（交付対象経費）	交付率
<p>① 県産材の利活用推進</p>	<p>市町村有施設、学校、未就学児が通う幼稚園及び保育施設、並びに地域住民が整備又は管理する集会所など公共性があり多様な利用が見込まれる施設において県産材の利活用を行う場合に、当該事業に要する経費について交付する。</p> <p>(原材料費、備品購入費 など)</p> <p>ア 木造・木質化や外構施設整備工事を行う場合に、当該事業に要する経費のうち県産材にかかる材料費について交付する。</p> <p>イ 木製机椅子などの県産材を使用した物品導入を行う場合に、当該事業に要する経費について交付する。</p> <p>〈注〉</p> <p>a 国、又は県が管理する施設は事業の対象としない。</p> <p>b 県産材とは、県内で生育する森林から伐採されたものをいう。</p>	<p>ア 工事の場合 10/10以内 (交付金上限 1,000万円 /市町村)</p> <p>イ 物品の場合 1/2以内 (交付金上限 300万円 /市町村)</p>



	<p>c 材料とは、素材又は製品をいう。</p> <p>d 木造・木質化における材料には、内装材の外、外壁材や構造材等を含む。</p> <p>〈事業の例示〉</p> <p>a 内装木質化における県産材の利活用 学校、文化施設、観光物産施設、レクリエーション施設 等</p> <p>b 外構施設における県産材の利活用 丸太遊具、あずまや、木柵、階段工 等</p> <p>c 林道等の機能向上のための排水施設などにおける県産材の利活用</p> <p>d 県産材を使用した木製品の導入 園児・児童・生徒用机椅子、乳幼児向けの木製玩具、教卓、戸棚、本棚、テーブル、ベンチ 等</p>	
②木質バイオマスの利活用推進	<p>市町村有施設、学校、未就学児が通う幼稚園及び保育施設、並びに地域住民が整備又は管理する集会所など公共性があり多様な利用が見込まれる施設にペレットストーブ又は薪ストーブを導入する場合に、当該事業に要する経費について交付する。</p> <p>(備品購入費 など)</p> <p>〈注〉</p> <p>a 国、又は県が管理する施設は事業の対象としない。</p> <p>b 設置・取付工事費用を含む。</p>	10/10以内 (交付金上限 40万円/台)
③その他	<p>上記の対象分野に属さない、創意工夫を凝らした独自の事業を行う場合に、当該事業に要する経費について交付する。</p>	類似する対象分野に準じる(注)

(注) 類似する対象分野が存在しない場合は、別に部長が定めることとする。

## 別表第1「交付金の使途に関するガイドライン」別紙

### 森林環境交付金事業（重点枠）の採択の考え方

#### 1 次に該当するものは採択しない

- (1) 事業全体が基本枠の交付対象である。
- (2) 国有林、県有林、若しくは国又は県が管理する施設における事業である。
- (3) 維持管理経費である。（法令で定める耐用年数を超えている外構施設、非木造又は外材から県産材への切り替え、利便性の向上を図る改修を除く。）
- (4) 事業目的に照らして適切な実施手法とは認められない。
- (5) 別の施策目的による事業である。
- (6) 水源地域の森林整備など県事業と重複する。
- (7) 特定団体の収益を幫助する事業である。
- (8) 宗教活動又は政治活動を幫助する事業である。
- (9) 暴力団等反社会的勢力が実施に関与する、又は暴力団等反社会的勢力の活動を幫助する事業である。
- (10) 産業の創出を支援する事業である。
- (11) 事業実施者の経常的な管理運営費、又は人件費である。
- (12) 事業目的に照らして適切な実施箇所とは認められない。
- (13) 事業の内容が不明確であり、事業の必要性が低い。
- (14) 実施要領に照らして交付金の対象外の経費である。

#### 2 次に該当するものは一部経費を査定する等条件を付して採択する。

- (1) 年次計画によるため単年度での効果の発現が期待できない。
- (2) 異なる対象分野、交付率を用いている。
- (3) 事業費の一部に上記1に該当する経費を含む。
- (4) 事業の目的に対して必要以上の規模の計画である。

別表第2（第7の1関係）

事業内容の重要な変更

	変更の内容
1 基本枠	(なし)
2 重点枠	(1)実施施設の追加、変更、又は廃止。 (2)対象分野が県産材の利活用推進アの事業については、施設の主要構造の変更。 (3)対象分野が県産材の利活用推進イの事業については、導入する物品の変更。 (4)対象分野がその他の事業については、事業の実施の決定に当たり部長が定めるもの。

別表第3（第7の2関係）

変更したときに報告を要する軽微な変更

	変更の内容
1 基本枠	(1)当年度に実施する対象分野の追加、又は廃止。 (2)備品購入費の追加、又は廃止。 (3)長期事業計画の新規作成。
2 重点枠	(1)実施数量の減少。

第1号様式

平成 第 年 月 日

〇〇農林事務所長

農林水産部長

平成 年度森林環境交付金（基本枠）の配分について（通知）  
このことについて、下記のとおり交付金を配分します。

記

市町村名	交付金額（円）				備考
	計	基礎額	森林割	児童生徒割	
合計					

第2号様式

平成 第 年 月 日

〇〇〇〇 様

〇〇農林事務所長

平成 年度森林環境交付金（基本枠）上限額の内示について（通知）

このことについては、下記のとおりですので、事業実施を計画するときは、福島県森林環境交付金交付要綱第3条に基づき、森林環境交付金交付申請書（様式第1号）を平成 年 月 日までに提出してください。

記

交付金の上限額（円）	備 考

第3号様式

平成 第 年 月 日  
号

〇〇農林事務所長

市町村長名

印

平成 年度森林環境交付金事業（重点枠）要望書  
このことについて、別紙のとおり森林環境交付金事業（重点枠）の実施を要望します。

# 森林環境交付金事業（重点枠）要望書

事業名：

平成 年 月  
市 町 村 名

1 単年度事業要望（重点枠）

市町村名 \_\_\_\_\_

(1) 事業費

対象分野	事業名	事業費 (円)	負担区分(円)			備考
			県交付金	市町村	その他	

※1 事業要望書は、要望事業毎に作成すること。

(2) 事業実施（予定）期間

平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

(3) 事業実施（予定）箇所

※1 所在地・施設名を記載するとともに、位置図や平面図、現況写真等を添付すること。

(4) 事業内容

(5) 事業費の算出基礎（根拠となる資料を添付すること）

区 分	数 量	単 価(円)	金 額(円)	積 算 基 礎



第4号様式

平成 第 年 月 日 号

農林水産部長

〇〇農林事務所長

平成 年度森林環境交付金事業（重点枠）予定調書  
このことについては、下記のとおりです。

記

市町村名	事業名	事業費 (円)	負担区分(円)			備考
			県交付金	市町村	その他	
合計	件					
意見						

※ 森林環境交付金事業（重点枠）要望書の写しを添付すること。

第 号  
平成 年 月 日

〇〇農林事務所長

農林水産部長

平成 年度森林環境交付金事業（重点枠）の実施について（通知）  
このことについて、下記のとおり決定したので通知します。  
なお、市町村長には貴職から通知してください。  
おって、支出負担行為額を配分します。

記

1 事業費及び交付金

市町村名	事業名	事業費 (円)	負担区分(円)			備考
			県交付金	市町村	その他	
合計	件					

第6号様式

平成 年 月 日  
第 号

〇〇〇〇 様

〇〇農林事務所長

平成 年度森林環境交付金事業交付金交付額（重点枠）の  
内示について（通知）

このことについて、下記のとおり交付金を交付する予定ですので、福島県森林環境交付金交付要綱第3条に基づき、森林環境交付金交付申請書（様式第1号）を平成 年 月 日までに提出してください。

記

1 事業費及び交付金

事業名	事業費 (円)	負担区分(円)			備考
		県交付金	市町村	その他	
合計 (件)					



農林水産部長

〇〇農林事務所長

平成 年度森林環境交付金事業（重点枠）予定調書の変更について（報告）

平成 年 月 日付け 第 号で提出しましたこのことについては、下記のとおりです。

記

1 取下げ事業

- (1) 市町村名
- (2) 対象分野
- (3) 事業名

2 取下げ理由

別紙森林環境交付金事業（重点枠）要望取下げ届出書のとおり。

3 取下げに対する意見

4 予定調書の変更

	件数	事業費 (円)	負担区分(円)			備考
			県交付金	市町村	その他	
変更前 (合計)	件					
変更後 (合計)	件					
減額	件					

※ 森林環境交付金事業（重点枠）要望取下げ届出書の写しを添付すること。

森林環境交付金事業計画書  
(基本枠)

平成 年 月  
市 町 村 名

1 単年度事業計画（基本枠）

市町村名	
長期計画	有 ・ 無

(1) 事業費

対象分野	事業名	事業費 (円)	負担区分(円)			備考
			県交付金	市町村	その他	
①県民参画の推進						
②森林の適正管理の推進						
③森林環境学習の推進						
④森林整備の推進						
⑤長期事業計画繰入						
合計						

※1 長期事業計画により実施するものについても記載すること。なお、負担区分欄において、長期事業計画により基金等へ繰り入れた繰入金の活用分については「その他」に記載すること。

(2) 事業実施（予定）期間

平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日

(3) 事業内容及び目標

※1 目標には、事業を実施する上での目標を簡潔かつ具体的に記述し、それに関する定量的な指標を示すこと。

なお、事業の性質上定量的な指標の設定が困難な場合は、定性的に表現すること。

(4) 事業費の算出基礎

対象分野	数量	単価(円)	金額(円)	積算基礎
①県民参画の推進				
②森林の適正管理の推進				
③森林環境学習の推進				
④森林整備の推進				
⑤長期事業計画繰入	一式			
合計				

※1 対象分野「森林整備の推進」に係る事業については、位置図（1/5,000）を添付すること。

※2 「備品購入費」の執行を予定している場合は、別紙（任意様式）に、その必要性、品名、数量（及びその根拠）、単価、合計金額を記載し、カタログ等を添付すること。

2 長期事業計画（実施要領第2の2適用市町村のみ作成すること）

市町村名 \_\_\_\_\_

(1) 全体事業計画

対象分野	事業名	事業費 (円)	負担区分(円)			計画期間	事業の内容
			繰入金	市町村	その他		
①県民参画の推進						平成 年度から 平成 年度まで	
②森林の適正管理推進						平成 年度から 平成 年度まで	
③森林環境学習の推進						平成 年度から 平成 年度まで	
④森林整備の推進						平成 年度から 平成 年度まで	
合 計			(a)				

※1 「事業の内容」には、計画期間が複数年度に及ぶ場合、計画期間全体及び各年度毎の事業内容を記載すること。

(2) 年度別繰入計画

(単位：円)

	平成 年度 (計画・実績)	平成 年度 (計画・実績)	平成 年度 (計画・実績)	平成 年度 (計画・実績)	平成 年度 (計画・実績)	平成 年度 (計画・実績)	平成 年度 (計画・実績)	計
県交付金								
利子等								
合 計								(b)

※1 繰入を行う全年度について作成すること。

※2 過年度は実績、当年度以降は計画の額を入力し、「(計画・実績)」のいずれかのみにする。

※3 「(1) 全体事業計画」の(a)欄と「(2) 年度別繰入計画」の(b)欄が一致する。



(3) 年度別実施実績

		平成	年度	平成	年度	平成	年度	平成	年度	平成	年度	平成	年度	計
①県民参画 の推進	実施数量													
	事業費(円)													
②森林の適 正管理推進	実施数量													
	事業費(円)													
③森林環境 学習の推進	実施数量													
	事業費(円)													
④森林整備 の推進	実施数量													
	事業費(円)													
合 計	事業費(円)													

※1 過年度の実施実績を記載すること。

森林環境交付金事業計画書  
(重点枠)

事業名：

平成 年 月  
市 町 村 名

1 単年度事業計画（重点枠）

市町村名	
------	--

(1) 事業費

対象分野	事業名	事業費 (円)	負担区分(円)			備考
			県交付金	市町村	その他	

※1 重点枠の事業計画書は、事業毎に作成すること。

(2) 事業実施（予定）期間

平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日

(3) 事業内容及び目標

※1 目標には、事業を実施する上での目標を簡潔かつ具体的に記述し、それに関する定量的な指標を示すこと。

なお、事業の性質上定量的な指標の設定が困難な場合は、定性的に表現すること。

(4) 事業費の算出基礎

区分	数量	単価(円)	金額(円)	積算基礎

※1 事業費算出の根拠となる資料を添付すること。

※2 事業実施箇所の位置図や平面図、現況写真等を添付すること。

※3 「備品購入費」の執行を予定している場合は、別紙（任意様式）に、その必要性、品名、数量（及びその根拠）、単価、合計金額を記載し、カタログ等を添付すること。

第10号様式

福島県指令 農林第 号

( 市町村名 )

平成 年 月 日付け 第 号で申請のありました平成 年度福島県森林環境交付金については、福島県補助金等の交付等に関する規則（昭和45年福島県規則第107号）第5条第1項の規定及び福島県森林環境交付金交付要綱の規定により、下記のとおり交付します。

平成 年 月 日

〇〇農林事務所長

記

1 交付金事業による経費及び交付金の額

区 分		交付決定済額	今回交付決定額	計
(注)	交付金事業に要する経費			
	交 付 金 の 額			

(注)区分欄には、基本枠又は重点枠の別を記載する。

- 事業者は、この交付金にかかる要綱、要領等の定めに従わなければならない。
- 事業者は、森林環境の保全、及び森林を全ての県民で守り育てる意識の醸成という森林環境税の目的に則り、この交付金を活用した事業の実施に併せて、森林環境税を活用した取組であることの周知PRに努めなければならない。
- 規則第6条第1項第1号から第5号に掲げる事項は、この交付金の交付条件となるものとする。

第 号  
平成 年 月 日

農林水産部長

〇〇農林事務所長

平成 年度森林環境交付金事業計画報告書

このことについては、下記のとおりです。

記

1 事業費及び交付金

市町村名	区分 (重点枠の場合 事業名)	事業費 (円)	負担区分(円)			備考
			県交付金	市町村	その他	
	基本枠					
	重点枠 ( )					
	合計					

※1 森林環境交付金交付申請書、森林環境交付金事業変更(中止・廃止)承認申請書、又は森林環境交付金事業変更報告書、及び森林環境交付金事業計画書の写しを添付すること。

※2 重点枠の場合、区分欄に事業名を( )書きすること。

平成 年 月 日  
第 号

農林水産部長

〇〇農林事務所長

森林環境交付金事業変更（中止・廃止）承認申請について（協議）

平成 年 月 日付け 森第 号で通知のあった平成 年度森林環境  
交付金（基本枠・重点枠）について、変更（中止・廃止）申請があったことから協議しま  
す。

記

- 1 市町村名
- 2 対象分野
- 3 事業名
- 4 変更（中止・廃止）の理由
- 5 変更（中止・廃止）の内容
- 6 変更（中止・廃止）に対する意見

※1 「変更（中止・廃止）」、並びに「（基本枠・重点枠）」については該当するもののみ  
とすること。

※2 森林環境交付金事業変更（中止・廃止）承認申請書の写しを添付すること。

平成 第 年 月 日

〇〇農林事務所長

農林水産部長

森林環境交付金事業の変更（中止・廃止）の承認について（通知）

平成 年 月 日付け 農林第 号で協議のあった変更（中止・廃止）  
について、下記のとおり決定したので通知します。

なお、市町村長には貴職から通知してください。

記

1 市町村名

2 対象分野

3 事業名

4 事業費及び交付金

	事業費 (円)	負担区分(円)			備考
		県交付金	市町村	その他	
変更前					
変更後					
増減					

第14号様式

平成 第 年 月 日 号

〇〇農林事務所長

市町村町名

印

平成 年度森林環境交付金事業変更報告書

平成 年 月 日付け福島県指令第 号で交付金の交付決定のありましたこのことについて、下記のとおり変更したので報告します。

記

1 対象分野

2 事業名

3 変更の理由

4 変更の内容

5 変更後の事業計画

別紙森林環境交付金事業計画書のとおり。



1 単年度事業実績（基本枠）

長期計画	有 ・ 無
------	-------

(1) 事業費

対象分野	事業名	事業費 (円)	負担区分(円)			備考
			県交付金	市町村	その他	
① 県民参画の推進						
② 森林の適正管理の推進						
③ 森林環境学習の推進						
④ 森林整備の推進						
⑤ 長期事業計画繰入						
合計						

※1 長期事業計画による実施実績も記載すること。なお、負担区分欄において、長期事業計画により基金等へ繰り入れた繰入金の活用分については「その他」に記載すること。

(2) 事業実施期間

平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日

(3) 事業実績及び事業の効果

※1 事業の効果は事業計画書に記載した内容の達成度が分かるように記載すること。また、事業実施箇所として開催場所、施設名等を明記すること。

※2 実施実績のわかる写真を添付すること。

(4) 事業費の算出基礎（根拠となる資料を添付すること）

対象分野	数量	単価(円)	金額(円)	積算基礎
① 県民参画の推進				
② 森林の適正管理の推進				
③ 森林環境学習の推進				
④ 森林整備の推進				
⑤ 長期事業計画繰入	一式			
合計				

※1 対象分野毎に支出科目（報償費、旅費等）を記載すること。

※2 対象分野「森林整備の推進」に係る事業については、位置図（1/5000）を添付すること。

※3 対象分野「森林環境学習の推進」に係る事業については、別添内訳表1及び別添内訳表2を添付すること。

2 長期事業実績（実施要領第2の2適用市町村のみ作成すること）

市町村名 \_\_\_\_\_

(1) 全体事業計画

対象分野	事業名	事業費 (円)	負担区分(円)			計画期間	事業の内容
			繰入金	市町村	その他		
①県民参画の推進						平成 年度から 平成 年度まで	
②森林の適正管理推進						平成 年度から 平成 年度まで	
③森林環境学習の推進						平成 年度から 平成 年度まで	
④森林整備の推進						平成 年度から 平成 年度まで	
合 計			(a)				

※1 「事業の内容」には、計画期間が複数年度に及ぶ場合、計画期間全体及び各年度毎の事業内容を記載すること。

(2) 年度別繰入計画

(単位：円)

	平成 年度 (計画・実績)	平成 年度 (計画・実績)	平成 年度 (計画・実績)	平成 年度 (計画・実績)	平成 年度 (計画・実績)	平成 年度 (計画・実績)	平成 年度 (計画・実績)	計
県交付金								
利子等								
合 計								(b)

※1 繰入を行う全年度について作成すること。

※2 過年度及び当年度は実績、翌年度以降は計画の額を入力し、「(計画・実績)」のいずれかのみにする。

※3 「(1) 全体事業計画」の(a)欄と「(2) 年度別繰入計画」の(b)欄が一致する。

(3) 年度別実施実績

		平成	年度	平成	年度	平成	年度	平成	年度	平成	年度	平成	年度	計
①県民参画 の推進	実施数量													
	事業費(円)													
②森林の適 正管理推進	実施数量													
	事業費(円)													
③森林環境 学習の推進	実施数量													
	事業費(円)													
④森林整備 の推進	実施数量													
	事業費(円)													
合 計	事業費(円)													

※1 過年度及び当年度の実施実績を記載すること。

(別添内訳表 1) 森林環境学習実施校内訳表

番号	学校名	事業内容	学習参加 児童生徒実数	事業費 (円)
1			人	
2			人	
3			人	
4			人	
5			人	
合 計 (小学校 校、中学校 校、義務教育学校 校)			児童 生徒	人 人
区 分	経費の内訳			事業費 (円)
報償費				
旅 費				
需用費				
役務費				
使用料及び賃借料				
計				
【備考】				

※義務教育学校については、前期課程（児童）又は後期課程（生徒）で別行にすること。

(別添内訳表 2) 森林環境学習実施内容

番号	所在地 及び 学校名 (連絡先)		学習参加 児童生徒実数		事業費 (円)	県交付金 (円)
			人			
	実施日	事業内容	学年	人数	実施場所	
①						
②						
③						
④						
⑤						
計						
【実施方法等】						
【備考】						

※1 学校毎に記載すること。

※2 義務教育学校については、前期課程又は後期課程で別葉とすること。

1 単年度事業実績（重点枠）

(1) 事業費

対象分野	事業名	事業費 (円)	負担区分(円)			備考
			県交付金	市町村	その他	

※1 重点枠の事業実績書は、事業毎に作成すること。

(2) 事業実施期間

平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

(3) 事業実績及び事業の効果

※1 事業の効果は事業計画書に記載した内容の達成度が分かるように記載すること。  
また、事業実施箇所として開催場所、施設名等を明記すること。

※2 実施実績のわかる写真を添付すること。

(4) 事業費の算出基礎（根拠となる資料を添付すること）

区分	数量	単価(円)	金額(円)	積算基礎

交付金事業成果確認調書

交付権者	課(所)員			主任
交付金事業の名称				
交付金事業の実施場所				
住所 交付金事業者の 氏名				
交付金事業の指令	指令年月日	指令番号		
	平成 年 月 日			
区分	交付金交付決定額	精算確認額		
交付対象事業費				
交付金				
交付金の返還が生じる場合の内容				
交付金事業実施時期	着手年月日		完了年月日	
確認 所見	成果確認調査日	平成 年 月 日	確認方法	書類・現地
<p>別添の実績報告書に基づき上記のとおり交付金事業の成果を確認しました。</p> <p>平成 年 月 日</p> <p>〇〇農林事務所長 様</p> <p>成果確認検査員 (職・氏名) 印</p>				

第17号様式

平成 年 月 日  
第 号

〇〇〇〇 様

〇〇農林事務所長

成果確認実施通知書

平成 年 月 日付け 第 号で提出のありましたこのことについて、  
下記のとおり成果確認を実施しますので、関係資料を整備の上、立ち会い願います。

記

成果確認調査員	職 氏名
成果確認調査日	平成 年 月 日



第 号  
平成 年 月 日

農林水産部長

〇〇農林事務所長

平成 年度森林環境交付金の支出完了について（報告）

平成 年度森林環境交付金事業について、下記のとおり交付金の交付を完了しましたので報告します。

記

1 事業費及び交付金

市町村名	区分 (重点枠の場合) 事業名	事業費 (円)	負担区分(円)			備考
			県交付金	市町村	その他	
	基本枠					
	重点枠 ( )					
	合計					

※1 実績報告書、成果確認調書、交付金の額の確定調書の各写し、並びに実施実績写真及び周知PR実施資料を添付すること。

※2 重点枠の場合、区分欄に事業名を（ ）書きすること。